

四日市市選管告示第8号

令和2年11月29日執行予定の四日市市長選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和2年9月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和2年11月21日

ただし、選挙人の年齢については、令和2年11月29日

2 登録を行う日

令和2年11月21日

(選挙管理委員会事務局)